

「葛尾組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」をここに公布する。

令和 4年 2月28日

葛尾組合組合長

山村 弘

葛尾組合条例第1号

葛尾組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 葛尾組合一般職の職員の給与に関する条例(昭和 43 年葛尾組合条例第 7 号)の一部を次のように改正する

第 27 条第1項中「100 分の 127.5」を「100 分の 112.5」に、「100 分の 107.5」を「100 分の 92.5」に改め、同条中第2項中「100 分の 127.5」を「100 分の 112.5」に、「100 分の 70」を「100 分の 65」に、「100 分の 107.5」を「100 分の 92.5」に、「100 分の 60」を「100 分の 55」に改める。

第 30 条第 1 項第 1 号中「100 分の 92.5」を「100 分の 97.5」に、「100 分の 112.5」を「100 分の 117.5」に改める。

第2条 葛尾組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する

第 27 条第1項中「100 分の 112.5」を「100 分の 120」に、「100 分の 92.5」を「100 分の 100」に改め、同条中第2項中「100 分の 112.5」を「100 分の 120」に、「100 分の 65」を「100 分の 67.5」に、「100 分の 92.5」を「100 分の 100」に、「100 分の 55」を「100 分の 57.5」に改める。

第 30 条第 1 項 1 号中「100 分の 97.5」を「100 分の 95」に「100 分の 117.5」を「100 分の 115」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年12月1日から施行する。ただし、第2条及び附則第3項の規定は、令和4年4月1日から施行する。

(葛尾組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の改正)

2 葛尾組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第 15 条第1項中「100 分の 127.5」を「100 分の 112.5」に改める。

3 葛尾組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第 15 条第1項中「100 分の 112.5」を「100 分の 120」に改める。